

仙台市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について

1 改正の理由

働き方の多様化など社会変化に対応するための税制改正により、令和3年度より給与及び年金所得控除が10万円引き下げられるとともに、基礎控除が10万円引き上げられることとなるが、この税制改正により国民健康保険料算定において意図せざる影響や不利益が生じないよう「国民健康保険法施行令」が改正されたことを踏まえ、所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

給与または年金所得を有する者（以下「給与所得者等」という。）が2人以上いる世帯については、所得に変更がない場合でも、保険料の軽減措置に該当しなくなる場合があることから、軽減判定所得における基礎控除額相当分の基準額を10万円引き上げるとともに、給与所得者等の人数に応じた調整を行うなど所要の改正を行う。

(1) 7割軽減基準額

(現行) 基礎控除額 (33万円)

↓

(改正後) 基礎控除額 (43万円) + $\frac{(給与所得者等の人数 - 1) \times 10万円}{}$

(2) 5割軽減基準額

(現行) 基礎控除額 (33万円) + 28.5万円 × 被保険者数

↓

(改正後) 基礎控除額 (43万円) + $\frac{(給与所得者等の人数 - 1) \times 10万円}{}$
+ 28.5万円 × 被保険者数

(3) 2割軽減基準額

(現行) 基礎控除額 (33万円) + 52万円 × 被保険者数

↓

(改正後) 基礎控除額 (43万円) + $\frac{(給与所得者等の人数 - 1) \times 10万円}{}$
+ 52万円 × 被保険者数

3 施行日

令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の保険料から適用する。